

2. 関係法令

ア 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の概要

(1) 外来生物法による規制の概要

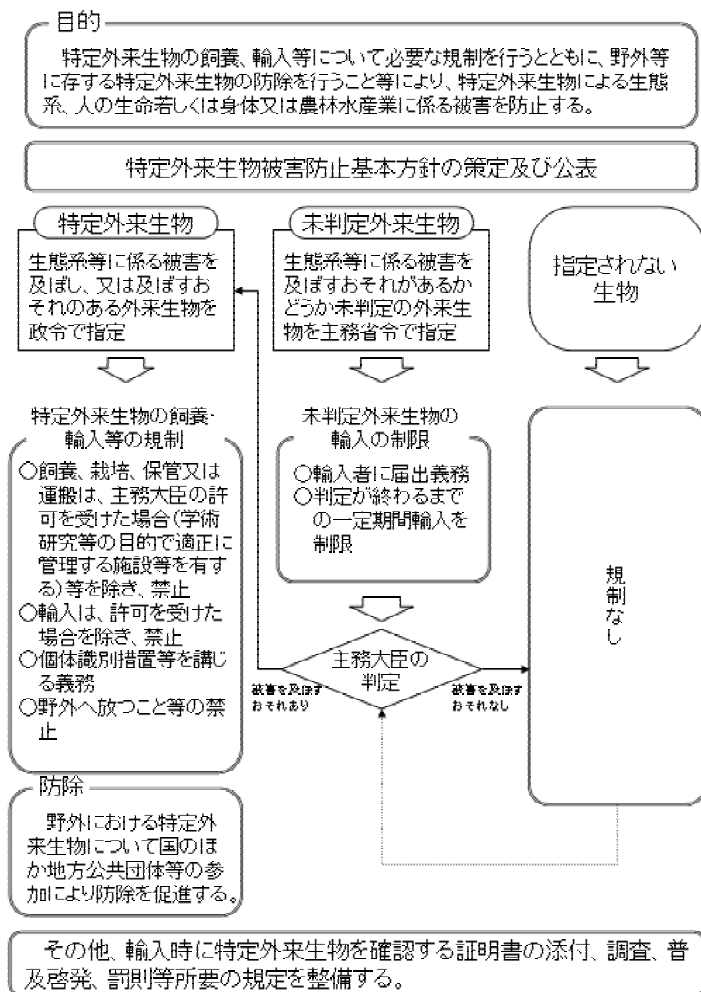
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号、以下「外来生物法」という。）は、平成 16 年 6 月 2 日に公布され、平成 17 年 6 月 1 日から施行された。

この外来生物法では、我が国の生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある外来生物を特定外来生物に指定し、その飼養、栽培、保管又は運搬（以下「飼養等」という。）、輸入、売買や譲渡などの譲渡し等を禁止し、これらの行為を実施するには、事前に、主務大臣による飼養等の許可を事前に得ておかなければいけないこととなっている。この許可を得るには、学術研究、動物園等での展示、教育、生業の維持など主務省令で定める目的に該当し、かつ、外部に逃げ出すことのないような基準をみたす施設（特定飼養等施設という。）を有するなど特定外来生物の適切な取扱いができることが要件とされている。

外来生物法では、ペットなどの愛がん目的や観賞目的で、特定外来生物を新規に飼養等することは、許可されない。しかし、法律の施行時点で、既に愛がん・観賞目的で特定外来生物の飼養等をしている人もいることから、指定の際、現に飼養等していた個体に限り、特定飼養等施設を有するなど適切に取り扱えることなどの要件を満たせば、例外的に許可を得ることができ、当該個体の飼養等を継続することができる。また、哺乳類、鳥類、爬虫類に属する特定外来生物については、防除活動を円滑に進めるとの観点から、防除個体を引き取って継続的に飼養等することを目的とした、いわゆる「里親」としての飼養等も許可しうることとされた。ただし、この目的で飼養等する場合は、愛がん飼養等との区別を明確にすることから、特定飼養等施設を有していることなどに加え、定期的な主務大臣への飼養等の記録の報告、確実な繁殖制限措置の実施などを義務づけられることとなる。

なお、特定外来生物の指定の際（＝法律の施行された平成 17

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の概要



年6月1日)、現に特定外来生物を飼養等している場合については、施行の日から半年以内(同年12月1日まで)に許可申請書を提出すれば良いこととされている。

外来生物法では、国、地方公共団体、NPOなど多様な主体によって、特定外来生物の防除を推進する枠組みも用意されている。飼養等の規制と防除の推進を車の両輪として、特定外来生物による被害の拡大や新たな被害の発生を防止するための取組を進めていくこととされている。

また、外来生物法のもう一つの特徴は、予防的な観点からの特定外来生物以外の外来生物についても輸入規制制度が設けられていることである。特定外来生物と生態的な特徴が似ている外来生物は未判定外来生物に指定され、輸入に際しては、主務大臣に届出を行い、その未判定外来生物が特定外来生物に該当するか否かについて主務大臣による判定結果が出るまで輸入することは禁止されている。また、特定外来生物、未判定外来生物及びこれらと外見的に似ている生物(種類名証明書の添付が必要な生物)を輸入する場合には、外国政府機関の発行した種類名証明書の添付が義務づけられているほか、輸入場所も成田国際空港など指定された空港に限定されている。

(表1) 特定外来生物37種類の内訳(平成17年6月1日現在)

哺乳類	鳥類	爬虫類	魚類	その他の無脊椎動物
<u>タイワンザル</u>	ガビチョウ	<u>カミツキガメ</u>	オオクチバス	毒グモ類
<u>カニクイザル</u>	カオグロガビチョウ	グリーンアノール	コクチバス	ゴケグモ属4種
<u>アカゲザル</u>	ウ	ル	ブルーギル	イトグモ属3種
<u>アライグマ</u>	カオジロガビチョウ	ブラウンアノール	チャネルキャットフィッシュ	アトラクス属全種
<u>カニクイアライグマ</u>	ウ	ル	ユ	ハドロニユケ属全種
<u>ジャワマンダース</u>	ソウシチョウ	<u>ミナミオオガシラ</u>		毒サソリ類
<u>クリハラリス(タイワンリス)</u>		<u>ラ</u>		キョクトウサソリ科全種
<u>トウブハイロリス</u>		<u>タイワンスジオ</u>		
<u>ヌートリア</u>		<u>タイワンハブ</u>		
<u>フクロギツネ</u>			両生類	植物
<u>キョン</u>			オオヒキガエル	ナガエツルノゲイトウ
				ブラジルチドメグサ
				ミズヒマワリ
			昆虫類	
			ヒアリ	
			アカカミアリ	
			アルゼンチンアリ	

(2) マイクロチップを用いた個体識別措置の実施

許可を受けて飼養等する特定外来生物については、法第5条第5項の規定により許可を受けていることを明らかにするための措置を講じなければいけないこととされており、その具体的方法として、施行規則第8条第2号及び各告示(*)第二条各号のニの規定等により、ISO規格に適合するマイクロチップを特定外来生物に埋込み、その埋込を実施した事実と埋め込まれたマイクロチップの識別番号を証明する獣医師が発行した証明書を届出書に添付して主務大臣に提出することが原則として義務づけられている。ただし、次のような場合には、この原則は適用されないこととなっているが、それぞれの規定に基づいて適切な手続が実施されることが必要である。

- 対象の特定外来生物が、哺乳類又は爬虫類(グリーンアノール・ブラウンアノールを除く。)以外の生物である場合(表1において下線を引いた特定外来生物だけがマイクロチップの埋込対象となる。)
- 実験動物、動物園動物であって、台帳管理方式による個体管理が許可条件で義務づけられた場合は、マイクロチップではなく、入れ墨等による個体識別措置であっても構わない。なお、飼養者がこの取扱いを選択したい場合は、飼養等許可申請書に、入れ墨等の

実施方法について記載した書類を添付して提出しておくことが必要。

- すでにマイクロチップ（ISO規格）による個体識別措置が実施されている個体を新たに飼養等しようとする場合は、改めてマイクロチップの埋込みを行う必要はない。（施行規則第8条第2号）ただし、許可条件により識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出に添付して提出することが義務づけられる場合もありえる。
- すでに飼養等をしている特定外来生物にマイクロチップ（ISO規格以外の規格。以下、「非ISO規格」という。）による個体識別措置が実施されている場合は、改めてマイクロチップ（ISO規格）の埋込みを行う必要はないが、マイクロチップ（非ISO規格）の識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出に添付して30日以内に提出することが必要。
- 一定の月齢（体長）に満たない幼齢の個体やマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない老齢、疾病等の個体については、マイクロチップの埋込みは行わなくても良い。ただし、この場合、当該個体を収容する特定飼養等施設に許可を受けたことを示す標識を掲出し、その掲出状況を撮影した写真と、マイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない老齢、疾病の個体については、埋込に耐えられる体力を有しないという事実を証する獣医師が発行した証明書を届出書に添付して30日以内に提出することが必要。
- 輸入、飼養等の許可を受けた者からの譲受け・引受け、捕獲の際に、すでにマイクロチップ（非ISO規格）による個体識別措置が実施されている場合については、改めてマイクロチップ（ISO規格）の埋込を行う必要はないが、マイクロチップ（非ISO規格）の識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出に添付して30日以内に提出することが必要。
- 大学等の教授、助教授、助手若しくは講師又はこれらと同等と認められる研究者が自己の研究の用に供するために飼養等をする個体についてマイクロチップの埋込みを行う場合は、埋込みの事実とその識別番号を記載した書類を届出書に添付して30日以内に提出することが必要。
- マイクロチップを使用した識別措置を当面講ずることができない事由があると主務大臣が認める場合については、マイクロチップの埋込みは行わなくとも良い。ただし、この場合、当該個体を収容する特定飼養等施設に許可を受けたことを示す標識を掲出し、その掲出状況を撮影した写真を届出に添付して30日以内に提出することが必要。
（この「当面講ずることができない事由」として、特定外来生物へのマイクロチップの埋込みを全国で等しく実施できる状況にないことが該当する。地域間格差がある以上、飼養者の負担として一律に義務を課すことは適当でないことから、全飼養者に対して、この規定は適用しうるものとする。ただし、今後、全国においてマイクロチップの埋込みが実施できる体制が整備された場合は、本規定は削除され、全面義務化される予定である。）

*各告示とは「環境大臣及び農林水産大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件」（平成17年農林水産省・環境省告示第4号）及び「環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件」（平成17年環境省告示第42号）を指す。

イ 特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律

(平成16年法律第78号)

(目的)

第一条 この法律は、特定外来生物の飼養、栽培、保管又は運搬（以下「飼養等」という。）、輸入その他の取扱いを規制するとともに、国等による特定外来生物の防除等の措置を講ずることにより、特定外来生物による生態系に係る被害を防止し、もって生物の多様性の確保、人の生命及び身体の保護並びに農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することを目的とする。

(定義等)

第二条 この法律において「特定外来生物」とは、海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物（以下「外来生物」という。）であつて、我が国にその本来の生息地又は生育地を有する生物（以下「在来生物」という。）とその性質が異なることにより生態系に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定めるものの個体（卵、種子その他政令で定めるものを含み、生きているものに限る。）及びその器官（飼養等に係る規制等のこの法律に基づく生態系に係る被害を防止するための措置を講ずる必要があるものであつて、政令で定めるもの（生きているものに限る。）に限る。）をいう。

2 この法律において「生態系に係る被害」とは、生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害をいう。

3 主務大臣は、第一項の政令の制定又は改廃に当たつてその立案をするときは、生物の性質に関し専門の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

(特定外来生物被害防止基本方針)

第三条 主務大臣は、中央環境審議会の意見を聴いて特定外来生物による生態系に係る被害を防止するための基本方針の案を作成し、これについて閣議の決定を求めるものとする。

2 前項の基本方針（以下「特定外来生物被害防止基本方針」という。）は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する基本構想
- 二 特定外来生物の選定に関する基本的な事項
- 三 特定外来生物の取扱いに関する基本的な事項
- 四 国等による特定外来生物の防除に関する基本的な事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する重要事項

3・4 (略)

第二章 特定外来生物の取扱いに関する規制

(飼養等の禁止)

第四条 特定外来生物は、飼養等をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 次条第一項の許可を受けてその許可に係る飼養等をする場合
- 二 第三章の規定による防除に係る捕獲等その他主務省令で定めるやむを得ない事由がある場合

(飼養等の許可)

第五条 学術研究の目的その他主務省令で定める目的で特定外来生物の飼養等しようとする者は、主務大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、主務大臣に許可の申請をしなければならない。

3 主務大臣は、前項の申請に係る飼養等について次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第一項の許可をしてはならない。

- 一 飼養等の目的が第一項に規定する目的に適合しないこと。
- 二 飼養等をする者が当該特定外来生物の性質に応じて主務省令で定める基準に適合する飼養等施設（以下「特定飼養等施設」という。）を有しないことその他の事由により飼養等に係る特定外来生物を適切に取り扱うことができないと認められること。

4 主務大臣は、第一項の許可をする場合において、特定外来生物による生態系に係る被害の防止のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、その許可に条件を付することができる。

5 第一項の許可を受けた者は、その許可に係る飼養等をするには、当該特定外来生物に係る特定飼養等施設の点検を定期的に行うこと、当該特定外来生物についてその許可を受けていることを明らかにすることその他の主務省令で定める方法によらなければならない。

(飼養等許可者に対する措置命令等)

第六条 主務大臣は、前条第一項の許可を受けた者が同条第五項の規定に違反し、又は同条第四項の規定により付された条件に違反した場合において、特定外来生物による生態系に係る被害の防止のため必要があると認めるときは、当該特定外来生物に係る飼養等の方法の改善その他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

2 主務大臣は、前条第一項の許可を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分違反した場合において、特定外来生物による生態系に係る被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、その許可を取り消すことができる。

(輸入の禁止)

第七条 特定外来生物は、輸入してはならない。ただし、第五条第一項の許可を受けた者がその許可に係る特定外来生物の輸入をする場合は、この限りでない。

(譲渡し等の禁止)

第八条 特定外来生物は、譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取り（以下「譲渡し等」という。）をしてはならない。ただし、第四条第一号に該当して飼養等をし、又はしようとする者の間においてその飼養等に係る特定外来生物の譲渡し等をする場合その他の主務省令で定める場合は、この限りでない。

(放つこと、植えること又はまくことの禁止)

第九条 飼養等、輸入又は譲渡し等に係る特定外来生物は、当該特定外来生物に係る特定飼養等施設の外で放ち、植え、又はまいてはならない。

(報告徴収及び立入検査)

第十条 (略)

第十一条～第二十七条 (略)

(主務大臣等)

第二十八条 この法律における主務大臣は、環境大臣とする。ただし、農林水産業に係る被害の防止に係る事項については、環境大臣及び農林水産大臣とする。

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第四条の規定に違反して、販売又は頒布をする目的で特定外来生物の飼養等をした者
- 二 偽りその他不正の手段により第五条第一項の許可を受けた者
- 三 第六条第一項の規定による命令に違反した者
- 四 第七条又は第九条の規定に違反した者
- 五 第八条の規定に違反して、特定外来生物の販売又は頒布をした者

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第四条又は第八条の規定に違反した者(前条第一号又は第五号に該当する者を除く。)
- 二 第五条第四項の規定により付された条件に違反して特定外来生物の飼養等をした者
- 三 (略)

第三十四条 (略)

第三十五条 第十条第一項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第三十二条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して次の各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第三十二条 一億円以下の罰金刑
- 二 第三十三条 五千万円以下の罰金刑
- 三 第三十四条又は第三十五条 各本条の罰金刑

附 則 (略)

ウ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則 (平成17年農林水産省・環境省令第2号)

(用語)

第一条 (略)

(飼養等の禁止の適用除外)

第二条 法第四条第二号の主務省令で定めるやむを得ない事由は、次の各号に掲げる事由とする。

- 一 非常災害に対する必要な応急措置としての行為に伴って飼

養等をするものであること。

- 二 警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第二条第一項に規定する警察の責務として飼養等をするものであること。
- 三 特定外来生物の指定の際現に行っている国又は地方公共団体による当該特定外来生物の防除又は当該指定後に行われる当該防除と同一の内容の防除であって、当該特定外来生物について当該指定の日から一年を超えない範囲で実施されるものに伴って飼養等をするものであること。
- 四 農林水産省又は環境省の職員が法に係る業務に伴って飼養等をするものであること。
- 五 植物防疫官が植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)第八条又は第十条に基づく植物防疫所の業務に伴って飼養等をするものであること。
- 六 家畜防疫官が狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)第七条、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第四十条若しくは第四十五条又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第五十五条に基づく動物検疫所の業務に伴って飼養等をするものであること。
- 七 税関職員が関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第七十条に基づく税関の業務に伴って飼養等をするものであること。
- 八 法第五条第一項の許可を受けた者が第十条各号のいずれかに該当するに至った場合で、それぞれ当該各号に定める者が、当該各号に該当するに至った日(同条第一号の場合にあっては、その事実を知った日)から六十日を超えない範囲で、その許可に係る特定外来生物の飼養等をするものであること。
- 九 第四号の業務を補助するため主務大臣が定める者が行う業務に伴って飼養等をするものであること。
- 十 獣医師法(昭和二十四年法律第百八十六号)第四章の規定による業務に伴って飼養等をするものであること。
- 十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)その他の関係法律及びこれらの規定に基づく命令の規定により行う廃棄物の処理に伴って保管又は運搬をするものであること。
- 十二 特定外来生物の指定の際現に当該特定外来生物の飼養等をしている者であって、当該飼養等について法第五条第一項の許可がなされていないものが当該指定の日から六月(その期間が終了するまでに当該飼養等に係る許可の申請がなされた場合において、その期間を経過したときは、その申請に対し許可をするかどうかの処分がある日まで)を超えない範囲で当該特定外来生物の飼養等をするものであること。
- 十三 特定外来生物の指定の際現に行っている国及び地方公共団体以外の者による当該特定外来生物の防除又は当該指定後に行われる当該防除と同一の内容の防除であって、当該特定外来生物について当該指定の日から一年を超えない範囲で鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第九条第一項、第十一条第一項又は第十三条第一項の規定に基づいて実施されるものに伴って飼養等をするものであること。

(飼養等の目的)

第三条 法第五条第一項の主務省令で定める目的は、次に掲げる目的とする。

- 一 博物館、動物園その他これに類する施設における展示
- 二 教育
- 三 生業の維持
- 四 特定外来生物の指定の際現に飼養等をしている当該特定外来生物に係る愛がん又は観賞
- 五 前各号に掲げるもののほか、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止その他公益上の必要があると認められる目的
(飼養等の許可の申請)

第四条 法第五条第二項の規定による許可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

- 一 申請者の住所、氏名及び職業（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業）
 - 二 飼養等しようとする特定外来生物に係る次に掲げる事項
 - イ 特定外来生物の種類
 - ロ 数量
 - 三 飼養等をする目的
 - 四 飼養等施設に係る次に掲げる事項
 - イ 施設の所在地
 - ロ 施設の規模及び構造
 - 五 特定外来生物の管理方法に係る次に掲げる事項
 - イ 飼養等の主たる取扱者の住所、氏名及び職業（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
 - ロ 飼養等に係る管理体制
 - (1) 特定飼養等施設の点検方法
 - (2) 許可後に特定外来生物の飼養等が困難となった場合の対処方法
 - (3) 特定外来生物を運搬する場合にあっては、その運搬の際の当該特定外来生物の逸出防止措置
 - 六 申請に係る特定外来生物の飼養等を既に行っている場合には、当該特定外来生物の数量及び当該特定外来生物に係る第八条第二号に規定する措置内容に係る情報
- 2 前項の申請書には、飼養等しようとする施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真、申請者（申請者が法人である場合にあっては、その法人及びその法人の役員）が第六条第三号から第五号までに該当しないことを証明する書類その他主務大臣が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。
 - 3 主務大臣は、法第五条第一項の許可をしたときは、許可証を交付しなければならない。
 - 4 前項の許可証の様式は、様式第一のとおりとする。
 - 5 法第五条第一項の許可を受けた者は、第三項の許可証を亡失し、若しくはその許可証が滅失したとき又は第七項の届出をしたときは、主務大臣に申請をして、その許可証の再交付を受けることができる。
 - 6 前項の規定による許可証の再交付の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。
 - 一 申請者の住所、氏名及び職業（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業）

二 許可証の番号及び交付年月日

三 許可証を亡失し、又は許可証が滅失した事情

- 7 許可証の交付を受けた者は、第一項第一号又は同項第五号イに掲げる事項に変更があったときは、三十日以内にその旨を主務大臣に届け出なければならない。
- 8 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失したときは、書面をもって遅滞なくその旨を主務大臣に届け出なければならない。ただし、第五項の申請をした場合は、この限りでない。
- 9 許可証の交付を受けた者は、主務大臣に対し、許可証の写しの交付を申請することができる。
- 10 法第五条第一項の許可を受けた者（第二号に掲げる場合にあっては、その相続人、消滅した法人の役員又は清算人若しくは破産管財人）は、次に掲げる場合は、その日（第二号に掲げる者が死亡した場合にあっては、その事実を知った日）から起算して六十日を経過する日までの間に、許可証を主務大臣に返納しなければならない。
 - 一 許可を取り消されたとき。
 - 二 許可を受けた者が死亡、合併若しくは分割（その許可を受けた者の地位が承継されなかった場合に限る。）し、又は解散したとき。
 - 三 第五項の規定により許可証の再交付を受けた後において亡失した許可証を発見し、又は回復したとき。

(特定飼養等施設の基準)

第五条 法第五条第三項第二号の主務省令で定める基準は、次に掲げる基準とする。

- 一 特定外来生物の種類に応じ、その逸出を防止できる構造及び強度とすること。
 - 二 人の生命又は身体に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある特定外来生物については、当該特定外来生物に係る取扱者以外の者が容易に当該特定外来生物に触れるおそれがない構造及び強度とすること。
- 2 前項に定めるもののほか、基準の細目は、特定外来生物の種類ごとに主務大臣が告示で定める。

(飼養等の許可の基準)

第六条 法第五条第三項第二号に規定するその他の事由は、次に掲げるものをいう。

- 一 飼養等をする者が特定飼養等施設を有しないこと。
- 二 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のためにその飼養等しようとする特定外来生物の管理方法が不適当と認められること。
- 三 法又は法に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者であること。
- 四 法第六条第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。
- 五 法人であって、その法人の役員のうち前二号のいずれかに該当する者があること。

(飼養等の許可の条件)

第七条 法第五条第四項の規定による条件は、次の各号によるものとする。

- 一 特定外来生物の種類に応じ、許可に主務大臣の定める有効期

間を設けること。

- 二 特定外来生物の種類ごとに主務大臣が定める事由により飼養等に係る特定外来生物の数量に変更があった場合は、特定外来生物の種類ごとに主務大臣が定める期間内に、次に掲げる事項を主務大臣に届け出ること。
 - イ 数量の変更があった特定外来生物の種類及びその変更後の数量
 - ロ 数量の変更があった年月日
 - ハ 数量の変更の事由
 - ニ 譲渡し等を行った場合にあっては、当該譲渡し等を行った相手方の住所、氏名、職業（相手方が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業）及び許可番号及び許可年月日
 - ホ 輸入を行った場合にあっては、その旨
 - ヘ 許可番号及び許可年月日
 - ト 数量の変更があった特定外来生物に係る次条第二号に規定する措置内容に係る情報
 - チ その他主務大臣が必要と認める事項
- 三 みだりに繁殖させることにより適正な飼養等に支障が生じるおそれがある特定外来生物について、繁殖を制限することその他の適切な措置を講ずること。
- 四 前各号に掲げるもののほか、主務大臣が付するその他の条件は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のために特に必要と認める事項とする。

(特定外来生物の取扱方法)

- 第八条 法第五条第五項の主務省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。
- 一 許可に係る特定外来生物の飼養等の状況の確認及び特定飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。
 - 二 特定外来生物の個体又は器官について飼養等を開始したときは、特定外来生物の種類ごとに主務大臣が定める期間内に、当該特定外来生物の個体又は器官について、マイクロチップ（国際標準化機構が定めた規格第11784号及び第11785号に適合するものに限る。）のその皮下への埋込み、タグ又は脚環の取付け、標識又は写真の掲示その他の当該特定外来生物について法第五条第一項の許可を受けていることを明らかにするための措置であって、特定外来生物の種類ごとに主務大臣が定めるものを講じ、主務大臣の定めるところにより当該措置内容を主務大臣に届け出ること（既に当該措置が講じられている場合を除く。）。
 - 三 第四条第一項第五号ロに規定する管理体制を遵守すること。
 - 四 前各号に掲げるもののほか、特定外来生物の種類ごとに主務大臣が定める取扱方法によること。

第九条・第十条 (略)

(譲渡し等の禁止の適用除外)

- 第十一条 法第八条の主務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。
- 一 法第四条第一号に該当して飼養等をし、又はしようとする者の間においてその飼養等に係る特定外来生物の譲渡し等をする場合
 - 二 法第四条第一号に該当して飼養等をし、又はしようとする者

と同条第二号に該当して飼養等をし、又はしようとする者の間においてその飼養等に係る特定外来生物の譲渡し等をする場合

- 三 法第四条第二号に該当して飼養等をし、又はしようとする者の間においてその飼養等に係る特定外来生物の譲渡し等をする場合
- 四 法第四条第一号又は第二号に該当して飼養等をし、又はしようとする者が、その飼養等に係る特定外来生物の譲受け又は引取りを同条各号に該当しない者から行う場合
- 五 法第四条各号に該当しない者が、同条第一号又は第二号に該当して飼養等をし、又はしようとする者に対し、その飼養等に係る特定外来生物の譲渡し又は引渡しを行う場合

第十二条 (略)

(許可の申請書の添付図面等の省略)

第十三条 法第五条第一項の許可を受けた飼養等の内容の変更に係る許可の申請が、軽易なものであることその他の理由により第四条第二項の規定により申請書に添付しなければならない図面若しくは写真又は書類（以下この条において「添付図面等」という。）の全部を添付する必要がないと認められるときは、当該添付図面等の一部を省略することができる。

第十四条～第三十四条 (略)

(申請書等の提出)

第三十五条 法の規定に基づき申請書その他の書類（以下この条において「申請書等」という。）を主務大臣に提出する場合において、主務大臣が環境大臣及び農林水産大臣である生物に関する事項にあっては、環境大臣に提出することができる。

- 2 前項の規定により環境大臣に申請書等を提出する場合は、その写し一通を添付しなければならない。
- 3 環境大臣は、申請書等及びその写しを受理したときは、遅滞なく、当該写しを農林水産大臣に送付するものとする。この場合において、当該申請書等は、環境大臣が受理した日において農林水産大臣に提出されたものとみなす。

附 則 (略)

別表第1～第3・様式第1～第4 (略)

エ 環境大臣及び農林水産大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件（平成17年農林水産省・環境省告示第4号）

(用語の定義)

第一条 (略)

(特定外来生物の種類ごとの基準の細目等)

第二条 規則第五条第二項に基づく特定飼養等施設の基準の細目、規則第七条第一号に基づく飼養等の許可の有効期間、同条第二号に基づく届出が必要となる飼養等に係る当該特定外来生物の数量の変更の事由及び当該届出を行わなければならない期間、規則第八条第二号に基づく許可を受けていることを明らかにするための措置（以下「識別措置」という。）の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法並びに同

条第四号の特定外来生物の取扱方法は、次の各号に掲げる特定外来生物の種類ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

三 ミュオカストル・コイプス（ヌートリア）、プロキョオン・カンクリヴォルス（カニクイアイグマ）、プロキョオン・ロトル（アライグマ）及びヘルペステス・ヤヴァニクス（ジャワマンゲース）

イ・ロ （略）

ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間 輸入、譲受け、引受け、繁殖、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡し、死亡、殺処分その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から三十日以内に識別措置に係る情報と併せて環境大臣及び農林水産大臣に届け出ること。ただし、展示を目的とした飼養等をするものであって、次に掲げることを条件として付する場合は、この限りでない。

(1)・(2) （略）

ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体の左右の肩甲骨の間の皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を証する獣医師の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内（(2)に該当する場合にあっては、特定外来生物の種類ごとに(2)で定める幼齢な期間が過ぎてから三十日以内）に環境大臣及び農林水産大臣に提出すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない（(2)に該当する場合にあっては、(2)の幼齢な期間内に限る。）。

(1) 飼養等の許可を受ける際現に飼養等をしている個体について、既にマイクロチップ（国際標準化機構が定めた規格一一七八四号及び一一七八五号に適合しないものに限る。以下この(1)及び(3)において同じ。）が埋め込まれている場合であって、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該許可を受けたときから三十日以内に環境大臣及び農林水産大臣に提出する場合

(2) プロキョオン・カンクリヴォルス（カニクイアイグマ）若しくはプロキョオン・ロトル（アライグマ）にあっては四月、ミュオカストル・コイプス（ヌートリア）若しくはヘルペステス・ヤヴァニクス（ジャワマンゲース）にあっては二月に満たない幼齢な個体又はマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない老齢、疾病等の個体であって、当該個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真及び老齢、疾病等によりマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない個体にあっては当該事実を証する獣医師が発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始し

たときから三十日以内に環境大臣及び農林水産大臣に提出する場合

(3) 輸入、飼養等の許可を受けた者その他の者からの譲受け若しくは引受け又は捕獲の際、当該個体について、既にマイクロチップが埋め込まれている場合であって、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣及び農林水産大臣に提出する場合（愛がん又は観賞の目的で飼養等をする場合を除く。）

(4) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十八条に規定する教授、助教授、助手若しくは講師又はこれらと同等と認められる研究者が自己の研究の用に供するために飼養等をする個体について、個体の左右の肩甲骨の間の皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を記載した書類を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣及び農林水産大臣に提出する場合

(5) マイクロチップを使用した識別措置を当面講ずることができない事由があると環境大臣及び農林水産大臣が認める場合であって、当該個体を収容する特定飼養等施設に許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣及び農林水産大臣に提出する場合

ホ （略）

四 ムンティアクス・レエヴェスイ（キョン）

イ・ロ （略）

ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間 輸入、譲受け、引受け、繁殖、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡し、死亡、殺処分その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から三十日以内に識別措置に係る情報と併せて環境大臣及び農林水産大臣に届け出ること。ただし、展示を目的とした飼養等をするものであって、次に掲げることを条件として付する場合は、この限りでない。

(1)・(2) （略）

ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体の左右の肩甲骨の間の皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を証する獣医師の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣及び農林水産大臣に提出すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 飼養等の許可を受ける際現に飼養等をしている個

体について、既にマイクロチップ（国際標準化機構が定めた規格一一七八四号及び一一七八五号に適合しないものに限る。以下この（1）及び（3）において同じ。）が埋め込まれている場合であって、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該許可を受けたときから三十日以内に環境大臣及び農林水産大臣に提出する場合

- （2） マイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない老齢、疾病等の個体であって、当該個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真及び老齢、疾病等によりマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない個体であることを証する獣医師が発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣及び農林水産大臣に提出する場合
- （3） 輸入、飼養等の許可を受けた者その他の者からの譲受け若しくは引受け又は捕獲の際、当該個体について、既にマイクロチップが埋め込まれている場合であって、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣及び農林水産大臣に提出する場合（愛がん又は観賞の目的で飼養等をする場合を除く。）
- （4） 学校教育法第五十八条に規定する教授、助教授、助手若しくは講師又はこれらと同等と認められる研究者が自己の研究の用に供するために飼養等をする個体について、個体の左右の肩甲骨の間の皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を記載した書類を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣及び農林水産大臣に提出する場合
- （5） マイクロチップを使用した識別措置を当面講ずることができない事由があると環境大臣及び農林水産大臣が認める場合であって、当該個体を収容する特定飼養等施設に許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

ホ （略）

五 （略）

オ 環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件（平成17年環境省告示第42号）

（用語の定義）

第一条 （略）

（特定外来生物の種類ごとの基準の細目等）

第二条 規則第五条第二項に基づく特定飼養等施設の基準の細目、規則第七条第一号に基づく飼養等の許可の有効期間、同条第二号に基づく届出が必要となる飼養等に係る当該特定外来生物の数量の変更の事由及び当該届出を行わなければならない期間、規則第八条第二号に基づく許可を受けていることを明らかにするための措置（以下「識別措置」という。）の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法並びに同条第四号の特定外来生物の取扱方法は、次の各号に掲げる特定外来生物の種類ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 トリコスルス・ヴルペクラ（フクロギツネ）、カルロスキウルス・エリュトラエウス（クリハラリス）及びスキウルス・カロリネンシス（トウブハイイロリス）

イ・ロ （略）

ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間 輸入、譲受け、引受け、繁殖、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡し、死亡、殺処分その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から三十日以内に識別措置に係る情報と併せて環境大臣に届け出ること。ただし、展示を目的とした飼養等をするものであって、次に掲げることを条件として付する場合は、この限りでない。

（1）・（2） （略）

ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体の左右の肩甲骨の間の皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を証する獣医師の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内（（2）に該当する場合にあっては、特定外来生物の種類ごとに（2）で定める幼齢な期間が過ぎてから三十日以内）に環境大臣に提出すること。ただし、次のいずれかに該当している場合は、この限りでない（（2）に該当する場合にあっては、（2）の幼齢な期間内に限る。）。

（1） 飼養等の許可を受ける際現に飼養等をしている個体について、既にマイクロチップ（国際標準化機構が定めた規格一一七八四号及び一一七八五号に適合しないものに限る。以下この（1）及び（3）において同じ。）が埋め込まれている場合であって、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該許可を受けたときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

(2) トリコスルス・ヴルベクラ（フクロギツネ）にあつては六月、カルロスキウルス・エリュトラエウス（クリハラリス）若しくはスキウルス・カロリネンシス（トウブハイイロリス）にあつては二月に満たない幼齢な個体又はマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない老齢、疾病等の個体であつて、当該個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真及び老齢、疾病等によりマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない個体にあつては当該事実を証する獣医師が発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

(3) 輸入、飼養等の許可を受けた者その他の者からの譲受け若しくは引受け又は捕獲の際、当該個体について、既にマイクロチップが埋め込まれている場合であつて、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合（愛がん又は観賞の目的で飼養等をする場合を除く。）

(4) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十八条に規定する教授、助教授、助手若しくは講師又はこれらと同等と認められる研究者が自己の研究の用に供するために飼養等をする個体について、個体の左右の肩甲骨の間の皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を記載した書類を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

(5) マイクロチップを使用した識別措置を当面講ずることができない事由があると環境大臣が認める場合であつて、当該個体を収容する特定飼養等施設に許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

ホ（略）

二 マカカ・キュクロピス（タイワンザル）、マカカ・ファスクラリス（カニクイザル）及びマカカ・ムラタ（アカゲザル）

イ・ロ（略）

ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間 輸入、譲受け、引受け、繁殖、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡し、死亡、殺処分その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあつては、当該事由が発生した日から三十日以内に識別措置に係る情報と併せて環境大臣に届け出ること。ただし、学術研究又は生業の維持を目的

とした飼養等をするものであつて、かつ、当該特定外来生物を実験の用に供する場合又は展示を目的とした飼養等をするものであつて、次に掲げることを条件として付する場合は、この限りでない。

(1)・(2)（略）

ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体の左右の肩甲骨の間の皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を証する獣医師の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内（(2)に該当する場合にあつては、(2)で定める幼齢な期間が過ぎてから三十日以内）に環境大臣に提出すること。ただし、次のいずれかに該当している場合は、この限りでない（(2)に該当する場合にあつては、(2)の幼齢な期間に限る。）。

(1) 入れ墨等による識別措置を講じている場合であつて、当該措置の個体の体の実施部位及び識別番号の管理方法について記載した書類を飼養等の許可申請書に添付し、かつ、当該措置内容をハ(1)の台帳に記録している場合（特定外来生物を実験の用に供する場合に限る。）

(2) 飼養等の許可を受ける際現に飼養等をしている個体について、既にマイクロチップ（国際標準化機構が定めた規格一一七八四号及び一一七八五号に適合しないものに限る。以下この(2)及び(4)において同じ。）が埋め込まれている場合であつて、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該許可を受けたときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

(3) 生後六月に満たない幼齢な個体又はマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない老齢、疾病等の個体であつて、当該個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真及び老齢、疾病等によりマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない個体にあつては当該事実を証する獣医師が発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

(4) 輸入、飼養等の許可を受けた者その他の者からの譲受け若しくは引受け又は捕獲の際、当該個体について、既にマイクロチップが埋め込まれている場合であつて、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

(5) 学校教育法第五十八条に規定する教授、助教授、助手若しくは講師又はこれらと同等と認められる研究者が自己の研究の用に供するために飼養等をする

個体について、個体の左右の肩甲骨の間の皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を記載した書類を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

- (6) マイクロチップを使用した識別措置を当面講ずることができない事由があると環境大臣が認める場合であって、当該個体を収容する特定飼養等施設に許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

ホ (略)

三 ガルラクス・カノルス (ガビチョウ)、ガルラクス・ペルスピキラトウス (カオグロガビチョウ)、ガルラクス・サンニオ (カオジロガビチョウ) 及びレイオトリクス・ルテア (ソウシチョウ)

イ・ロ (略)

- ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間 輸入、譲受け、引受け、繁殖、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡し、死亡、殺処分その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から三十日以内に識別措置に係る情報と併せて環境大臣に届け出ること。ただし、展示を目的とした飼養等をするものであって、次に掲げることを条件として付する場合は、この限りでない。

(1)・(2) (略)

ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。ただし、次のいずれかに該当している場合は、この限りでない。

- (1) 輸入、飼養等の許可を受けた者その他の者からの譲受け若しくは引受け又は捕獲の際、当該個体について、既にマイクロチップ (国際標準化機構が定めた規格一一七八四号及び一一七八五号に適合しないものに限る。以下この(1)において同じ。)が埋め込まれている場合であって、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

- (2) 個体の脚部に、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則 (平成十四年環境省令第二十八号) 様式第五の二に規定する規格に準じる脚環を装着し、当該脚環の識別番号を証する書類及び装着状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出

する場合

ホ (略)

六 クリュドラ・セルペンティナ (カミツキガメ)

イ・ロ (略)

- ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間 輸入、譲受け、引受け、繁殖、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡し、死亡、殺処分その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から三十日以内に識別措置に係る情報と併せて環境大臣に届け出ること。ただし、展示を目的とした飼養等をするものであって、次に掲げることを条件として付する場合は、この限りでない。

(1)・(2) (略)

ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体の左後肢皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を証する獣医師の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。ただし、次のいずれかに該当している場合は、この限りでない。

- (1) 飼養等の許可を受ける際現に飼養等をしている個体について、既にマイクロチップ (国際標準化機構が定めた規格一一七八四号及び一一七八五号に適合しないものに限る。以下この(1)及び(3)において同じ。)が埋め込まれている場合であって、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該許可を受けたときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

- (2) 甲長が十五センチメートルに満たない個体又はマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない老齢、疾病等の個体であって、当該個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真及び老齢、疾病等によりマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない個体にあっては当該事実を証する獣医師が発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

- (3) 輸入、飼養等の許可を受けた者その他の者からの譲受け若しくは引受け又は捕獲の際、当該個体について、既にマイクロチップが埋め込まれている場合であって、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合 (愛がん又は観賞の目的で飼養等をする場合を除く。)

- (4) 学校教育法第五十八条に規定する教授、助教授、

助手若しくは講師又はこれらと同等と認められる研究者が自己の研究の用に供するために飼養等をする個体について、個体の左右の肩甲骨の間の皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を記載した書類を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

- (5) マイクロチップを使用した識別措置を当面講ずることができない事由があると環境大臣が認める場合であって、当該個体を収容する特定飼養等施設に許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

ホ (略)

七 アノリス・カロリネンシス（グリーンアノール）及びアノリス・サグレイ（ブラウンアノール） (略)

八 ボイガ・イルレグラリス（ミナミオオガシラ）、エラフェ・タエニウラ・フリエシ（タイワンスジロ）及びプロトロボス・ムクロスカマトゥス（タイワンハブ）

イ・ロ (略)

ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間 輸入、譲受け、引受け、繁殖、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡し、死亡、殺処分その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から三十日以内に識別措置に係る情報と併せて環境大臣に届け出ること。ただし、展示を目的とした飼養等をするものであって、次に掲げることを条件として付する場合は、この限りでない。

- (1)・(2) (略)

ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体の総排泄孔より前の左体側皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を証する獣医師の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。ただし、次のいずれかに該当している場合は、この限りでない。

- (1) 飼養等の許可を受ける際現に飼養等をしている個体について、既にマイクロチップ（国際標準化機構が定めた規格一一七八四号及び一一七八五号に適合しないものに限る。以下この(1)及び(3)において同じ。）が埋め込まれている場合であって、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該許可を受けたときから三十日以内に環境大臣に提出する場合
- (2) 体長が五十センチメートルに満たない個体又はマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない

老齢、疾病等の個体であって、当該個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真及び老齢、疾病等によりマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない個体にあっては当該事実を証する獣医師が発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

- (3) 輸入、飼養等の許可を受けた者その他の者からの譲受け若しくは引受け又は捕獲の際、当該個体について、既にマイクロチップが埋め込まれている場合であって、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

(4) 学校教育法第五十八条に規定する教授、助教授、助手若しくは講師又はこれらと同等と認められる研究者が自己の研究の用に供するために飼養等をする特定外来生物について、個体の左右の肩甲骨の間の皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を記載した書類を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

- (5) マイクロチップを使用した識別措置を当面講ずることができない事由があると環境大臣が認める場合であって、当該個体を収容する特定飼養等施設に許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

ホ (略)

九 (略)

特定外来生物へのマイクロチップ埋込み技術マニュアル

環境省自然環境局野生生物課

〒100-8975 東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2

電話：03-3581-3351(代)

請負者：社団法人 日本動物保護管理協会

〒107-0062 東京都港区南青山 1-1-1 新青山ビル西館 23 階

電話：03-3475-1695 FAX：03-3475-1697

発行：2005年3月

【マニュアル執筆者】

齋藤 勝 (元・東京都恩賜上野動物園園長)

橋崎 文隆 (東京都恩賜上野動物園飼育課長補佐兼動物病院係長)

成島 悦雄 (東京都多摩動物公園飼育課長補佐兼飼育調整係長)

山本 洋輔 (財団法人東京動物園協会動物相談員)

※無断で本書の全部または一部の複写・複製・転記載

および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

※本書は「グリーン購入法」に係る環境物品調達基準に

適合する再生紙を利用しています。